

日バス協技第63号

令和5年3月6日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

安全輸送委員会

委員長 長尾 真

「車両火災発生等緊急時における統一对応マニュアル」の改正について

平素より、当協会の活動に格別のご理解と協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省策定の「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の改正に伴い、別添のとおり「車両火災発生等緊急時における統一对応マニュアル」の改正を行いましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴協会の傘下会員事業者に対し、本「マニュアル」を活用し、緊急時における乗客の安全確保に万全を期するよう、周知をお願いいたします。

担 当：技術安全部（田中・横山）

電 話：03-3216-4015